

○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 内部部局等</p> <p>第一款・第二款 (略)</p> <p>第三款 課の設置等</p> <p>第一目 (略)</p> <p>第二目 医政局 (第三十一条―第三十九条の二)</p> <p>第三目―第十四目 (略)</p> <p>第三節―第五節 (略)</p> <p>第二章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(医政局の所掌事務)</p> <p>第四条 医政局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一―十四 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>十五 (略)</p> <p>(総括審議官、危機管理・医務技術総括審議官、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、医薬産業振興・医療情報審議官、生活衛生・食品安全審議官、高齢・障害者雇用開発審議官、年金管理審議官及び審議官)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 内部部局等</p> <p>第一款・第二款 (略)</p> <p>第三款 課の設置等</p> <p>第一目 (略)</p> <p>第二目 医政局 (第三十一条―第三十九条)</p> <p>第三目―第十四目 (略)</p> <p>第三節―第五節 (略)</p> <p>第二章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(医政局の所掌事務)</p> <p>第四条 医政局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一―十四 (略)</p> <p>十五 国立高度専門医療研究センター（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターをいう。以下同じ。）の組織及び運営一般に関すること。</p> <p>十六 (略)</p> <p>(総括審議官、危機管理・医務技術総括審議官、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、生活衛生・食品安全審議官、高齢・障害者雇用開発審議官、年金管理審議官及び審議官)</p>

第十八条 大臣官房に、総括審議官二人、危機管理・医務技術総括審議官一人、政策立案総括審議官一人、公文書監理官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、医薬産業振興・医療情報審議官一人、生活衛生・食品安全審議官一人、高齢・障害者雇用開発審議官一人、年金管理審議官一人及び審議官十四人を置く。

256 (略)

7 医薬産業振興・医療情報審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する重要事項のうち医薬産業の振興（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品に関する産業の振興（これらの製品の研究及び開発を含む。）をいう。第三十八条第一号において同じ。）、保健医療に係る情報化及び医療技術の評価に関するもの企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

8510 (略)

11 審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(厚生科学課の所掌事務)

第二十六条 厚生科学課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一5 (略)

六 厚生労働省の所管する国立研究開発法人の組織及び運営一般に関すること。

七 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターの職員に貸与する宿舎に関すること。

(医政局に置く課等)

第三十一条 医政局に、次の八課及び参事官一人を置く。

総務課

地域医療計画課

第十八条 大臣官房に、総括審議官二人、危機管理・医務技術総括審議官一人、政策立案総括審議官一人、公文書監理官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、生活衛生・食品安全審議官一人、高齢・障害者雇用開発審議官一人、年金管理審議官一人及び審議官十四人を置く。

256 (略)

(新設)

759 (略)

10 審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(厚生科学課の所掌事務)

第二十六条 厚生科学課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一5 (略)

六 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の組織及び運営一般に関すること。

(新設)

(医政局に置く課)

第三十一条 医政局に、次の八課を置く。

総務課

地域医療計画課

医療経営支援課

医事課

歯科保健課

看護課

医薬産業振興・医療情報企画課

研究開発政策課

(医薬産業振興・医療情報企画課の所掌事務)

第三十八条 医薬産業振興・医療情報企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 医薬産業の振興に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること。

二 保健医療に関する情報の保護及び利用並びに保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること。

三 医療技術の評価に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること(他局の所掌に属するものを除く。)

四 医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること(他局及び研究開発政策課の所掌に属するものを除く。)

五 医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の製造販売業、製造業、販売業、貸与業及び修理業の発達、改善及び調整に関すること(研究開発政策課の所掌に属するものを除く。)

六・七 (略)

(研究開発政策課の所掌事務)

第三十九条 研究開発政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の研究及び開発に関すること(医薬・生活衛生局及び参事官の所掌に属するものを除く。)

医療経営支援課

医事課

歯科保健課

看護課

経済課

研究開発振興課

(経済課の所掌事務)

第三十八条 経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(新設)

(新設)

(新設)

一 医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること(他局及び研究開発振興課の所掌に属するものを除く。)

二 医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の製造販売業、製造業、販売業、貸与業及び修理業の発達、改善及び調整に関すること(研究開発振興課の所掌に属するものを除く。)

三・四 (略)

(研究開発振興課の所掌事務)

第三十九条 研究開発振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の研究及び開発に関すること(医薬・生活衛生局の所掌に属するものを除く。)

二 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）第二条第一項に規定する再生医療等に関すること（他局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）

三〇五（略）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（参事官の職務）

第三十九条の二 参事官は、命を受けて第一号に掲げる事務を分掌し、並びに第二号及び第三号に掲げる事務をつかさどる。

一 医薬品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品のうち特に重要なものの研究及び開発の支援に関すること。

二 保健医療に関する情報の保護及び利用並びに保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三 医療技術の評価に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）

（健康局に置く課等）

第四十条 健康局に、次の五課及び参事官一人を置く。

総務課

健康課

がん・疾病対策課

結核感染症課

二 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）第二条第一項に規定する再生医療等に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）

三〇五（略）

六 保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関すること

七 医療技術の評価に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）

八 国立高度専門医療研究センターの組織及び運営一般に関すること。

九 国立高度専門医療研究センターの職員に貸与する宿舍に関すること。

（新設）

（健康局に置く課）

第四十条 健康局に、次の五課を置く。

総務課

健康課

がん・疾病対策課

結核感染症課

難病対策課

(健康課の所掌事務)

第四十二条 健康課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

(削る)

(削る)

四 六 (略)

(結核感染症課の所掌事務)

第四十四条 結核感染症課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 エイズ、結核その他の感染症の発生及びまん延の防止並びに感染症の患者に対する医療に関すること(他局並びに総務課及び参事官の所掌に属するものを除く。)

二 三 (略)

(参事官の職務)

第四十六条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 予防接種の実施に関すること。

二 生物学的製剤(ワクチンに限る。)の生産及び流通の増進、改善及び調整に関すること。

第四十七条及び第四十八条 削除

(調整第二課の所掌事務)

第六十二条 調整第二課は、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人を除く。)及び日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)第十一条第一項の規定により指定された法人の行う事業に関する労働争議の実情調査並びにあつせん、調停

難病対策課

(健康課の所掌事務)

第四十二条 健康課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 予防接種の実施に関すること。

五 生物学的製剤(ワクチンに限る。)の生産及び流通の増進、改善及び調整に関すること。

六 八 (略)

(結核感染症課の所掌事務)

第四十四条 結核感染症課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 エイズ、結核その他の感染症の発生及びまん延の防止並びに感染症の患者に対する医療に関すること(他局並びに総務課及び健康課の所掌に属するものを除く。)

二 三 (略)

第四十六条から第四十八条まで 削除

(調整第二課の所掌事務)

第六十二条 調整第二課は、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第一百三十三号)第二条第四項に規定する行政執行法人を除く。)及び日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)第十一条第一項の規定により指定された法人の行う事業に関する労働争議の実

及び仲裁に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

情調査並びにあつせん、調停及び仲裁に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

○ 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（運用職員の範囲）</p> <p>第三条の十六 法第七十九条の十の政令で定める者は、次の各号に掲げる国の行政機関（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第一条に規定する国の行政機関をいう。）の職員であつて当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 厚生労働省 事務次官、厚生労働審議官、官房長、厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第十八条第二項に規定する総括審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、同条第十一項に規定する審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、大臣官房総務課長、年金局長、年金局総務課長、資金運用課長及び数理課長その他法第七十九条の二に規定する積立金の運用に係る行政事務に従事する職員であつて厚生労働大臣が指定するもの</p> <p>二～四 （略）</p>	<p>（運用職員の範囲）</p> <p>第三条の十六 法第七十九条の十の政令で定める者は、次の各号に掲げる国の行政機関（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第一条に規定する国の行政機関をいう。）の職員であつて当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 厚生労働省 事務次官、厚生労働審議官、官房長、厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第十八条第二項に規定する総括審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、同条第十項に規定する審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、大臣官房総務課長、年金局長、年金局総務課長、資金運用課長及び数理課長その他法第七十九条の二に規定する積立金の運用に係る行政事務に従事する職員であつて厚生労働大臣が指定するもの</p> <p>二～四 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（運用職員の範囲） 第六条の四の二 法第七十七条の政令で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 事務次官、厚生労働審議官、官房長、厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第十八条第二項に規定する総括審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、同条第十一項に規定する審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、大臣官房総務課長、年金局長並びに年金局総務課長、資金運用課長及び数理課長</p> <p>二 (略)</p>	<p>（運用職員の範囲） 第六条の四の二 法第七十七条の政令で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 事務次官、厚生労働審議官、官房長、厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第十八条第二項に規定する総括審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、同条第十項に規定する審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、大臣官房総務課長、年金局長並びに年金局総務課長、資金運用課長及び数理課長</p> <p>二 (略)</p>

○ 厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（庶務） 第九条 審議会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において 総括し、及び処理する。ただし、予防接種・ワクチン分科会に係 るものについては厚生労働省健康局参事官において、生活衛生適 正化分科会に係るものについては厚生労働省医薬・生活衛生局生 活衛生課において処理する。</p>	<p>（庶務） 第九条 審議会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において 総括し、及び処理する。ただし、予防接種・ワクチン分科会に係 るものについては厚生労働省健康局健康課において、生活衛生適 正化分科会に係るものについては厚生労働省医薬・生活衛生局生 活衛生課において処理する。</p>

○ 疾病・障害認定審査会令（平成十二年政令第二百八十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>（庶務） 第九条 審査会の庶務は、厚生労働省健康局総務課において総括し、及び処理する。ただし、感染症・予防接種審査分科会に係るものについては厚生労働省健康局結核感染症課及び参事官において、身体障害認定分科会に係るものについては厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課において処理する。</p>	<p>（庶務） 第九条 審査会の庶務は、厚生労働省健康局総務課において総括し、及び処理する。ただし、感染症・予防接種審査分科会に係るものについては厚生労働省健康局健康課及び結核感染症課において、身体障害認定分科会に係るものについては厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課において処理する。</p>

改 正 案	現 行
<p>（委員等の任命）</p> <p>第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者（その者が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、研究開発（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第三項に規定する研究開発をいう。次項において同じ。）に関して高い識見を有する者）のうちから、厚生労働大臣が任命する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（庶務）</p> <p>第八条 審議会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において処理する。</p>	<p>（委員等の任命）</p> <p>第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者（その者が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、研究開発（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第八条において「通則法」という。）第二条第三項に規定する研究開発をいう。次項において同じ。）に関して高い識見を有する者）のうちから、厚生労働大臣が任命する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（庶務）</p> <p>第八条 審議会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において総括し、及び処理する。ただし、通則法第三十五条の四第四項、第三十五条の六第六項及び第三十五条の七第二項の規定により厚生労働大臣が諮問する事項（国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに関するものに限る。）に係るものについては、厚生労働省医政局研究開発振興課において処理する。</p>